

平成26年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数 (許可)		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床	376床
精神病床	38床	38床	—	—
感染症病床	12床	12床	—	—
結核病床	40床	—	40床	—
合 計	1,472床	713床	383床	376床
イ 年間患者数				
入 院	406,184人	201,947人	94,445人	109,792人
外 来	776,172人	400,648人	148,352人	227,172人
ウ 1日平均患者数				
入 院	1,113人	553人	259人	301人
外 来	3,088人	1,642人	608人	838人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	3,525,982千円
イ 施設改良工事	464,274千円
ウ 医療器械整備事業	1,133,408千円
エ 資産購入費	56,272千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益		32,084,263 千円
第1項	医業収益		25,521,613 千円
第2項	医業外収益		6,557,933 千円
第3項	特別利益		4,717 千円

		支	出
第1款	病院事業費用		39,714,381 千円
第1項	医業費用		31,996,975 千円
第2項	医業外費用		1,191,073 千円
第3項	特別損失		6,516,333 千円
第4項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,929,640千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,951千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 1,902,689千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	病院事業資本的収入		6,372,708 千円
第1項	企業債		4,534,000 千円
第2項	固定資産売却代金		2 千円
第3項	補助金		2 千円
第4項	負担金		1,838,704 千円

支 出

第 1 款	病院事業資本的支出	8,302,348 千円
第 1 項	建設改良費	5,179,936 千円
第 2 項	企業債償還金	3,122,412 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度 医療器械保守業務経費	平成27年度から 平成30年度まで	432,190 千円
総合医療情報システム機器更新経費	平成27年度	436,424 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 井田病院 再編整備事業	千円 3,403,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	1,131,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,189,144千円

(2) 交際費 2,118千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,485,370千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	器械備品	
		注射薬自動払出システム	1式
		デジタルマンモグラフィ装置	1式
		総合医療情報システム	1式

平成26年2月18日提出

川崎市長 福田紀彦